

## 令和7年度 第3回 松戸市子ども・子育て会議 議事録

1. 日 時	令和8年2月5日（木）18：30～20：00
2. 場 所	議会棟3階特別委員会室及びZoomによるオンライン開催
3. 出席者	<p>&lt;委員&gt;（50音順）14名  石田委員、今仲委員、荻野委員、奥村委員、坂委員、坂野委員、庄司委員、鈴木委員、寺田委員、中澤委員、久居委員、百田委員、渡部委員、山口委員  &lt;松戸市&gt;  子ども部長、子ども政策課長、子ども政策課専門監、発達支援担当室長、子ども未来応援課長、児童給付担当室長、子ども居場所課長、こども家庭センター所長、母子保健担当室長、いじめ相談担当室長、幼児教育課長、保育課長、保育運営担当室長、入所入園担当室長、技監補、指導監、事務局（子ども政策課）</p>
4. 傍聴者	1名
5. 次 第	議題 (1) 保育施設の利用定員の変更について (2) こども誰でも通園制度について
6. 資 料	〔資料1〕 特定教育・保育施設の利用定員等について 〔資料2-1〕 こども誰でも通園制度について 〔資料2-2〕 乳児等通園支援事業の利用定員等について

### 1 開会及び会議の成立について

（事務局）

委員の半数以上が出席（17名中14名出席）。

「松戸市子ども・子育て会議条例」第6条第2項の規定により、会議の成立を報告。

### 2 子ども部長挨拶

### 3 傍聴者の受入れ及び議事録の作成・公開について

（事務局）

「松戸市情報公開条例第32条」の規定により、公開を原則として会議を開催し、傍聴者の受入れを許可したい。本日の傍聴の申し出は1名。

また、当会議については議事録を作成の上、公開したい。議事録作成のため、Zoomによる録音・録画についても許可願いたい。

（坂野会長）

特段異議等ないので、公開を了承する。

## 4 議題

### (1) 保育施設の利用定員の変更について

資料1を用いて、担当課より説明を行った。

### (2) こども誰でも通園制度について

資料2-1、2-2を用いて、担当課より説明を行った。

#### (久居委員)

今回民間の梨の花保育園が20名定員減になっているが、その地域のニーズが少なくなったからなのだろうが、どのぐらいのスパンで減に向けたのか。

また、これは経営状況のほか、保育自体の質の部分でも影響があったのか。

#### (保育課)

地域のニーズがないわけではないが、ここ最近の入園児童数を踏まえた運営上このような定員変更をするに至った。

保育の質についてだが、今現在月に一度程度保育課の職員が現場の状況を見ているが、特に質等に問題はないものと考えている。

#### (山口委員)

誰でも通園制度はとてもよい制度だと思うが、通園することが前提の制度なので、そもそも外出すること自体がハードルになってしまい、この制度を使いたくても使えない家庭があるのではないかと懸念している。具体的には、移動だけで苦勞してしまう多胎児、つまり双子や三つ子のいる家庭や、集団での環境や生活が苦手であり場所見知りやパニックを起こしやすい特性のあるこどものことである。

また、これは2歳までの制度だが、3歳を過ぎても幼稚園という集団に馴染めずに行き場を失い、自宅に孤立している未就園児らがこぼれてしまっていないか。こうした、外出が困難な家庭の支援も必要と考えるので、施設に通う形だけではなく、ベビーシッターや訪問型の支援もこの制度の選択肢の1つとして、ぜひ検討できないだろうか。

外出が困難な家庭でも活用できると、本当のイメージの誰でも通園に繋がると考えている。せっかくのすばらしい制度なので、そのような家庭を含めての、すべてのこどもたちを真ん中に置いた制度設計にしていきたい所存である。

#### (保育課)

山口委員の指摘通り、誰でも使える制度というのが本来の理想形である。

全国的には在宅対応している業者もあると耳にしている。松戸市では今現在施設に限られている状況であり、今後事業所の準備が整えばそのような可能性もあるかと思う。いろ

いろいろな施設に声掛けをしながら、可能な限り範囲を広げられるところまで、どこまでいけるかはわからないがそういったことも引き続き検討していきたい。

#### (山口委員)

こども家庭庁の分科会でも話されていた内容でもあり、国としてもなかなか難しいようで、事業所独自に行うのは非常に困難であると理解している。先進的な松戸市から発信できれば大変喜ばしいことなので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたい。

### (3)令和8年度就学前教育・保育施設整備補助金について

資料3を用いて、担当課より説明を行った。

## 4 その他

各委員より意見・質問等を募った。

#### (石田委員)

前回の男女共同参画に委員として参加した際に話したことを共有したい。

期間はバラバラであるが、最近育休をとる男性が増えているのをおやこ DE 広場でも実感している。男性の育休がこれだけ普及したことは大変好ましいが、一方でいろいろな課題を感じている。時代も変わってきているので、妊娠したときからの男性の協力の仕方というのは自分が30年前に子育てしていたときとは全く違い、皆さんとても張り切って、頑張ってくださいているのだが、逆にそれが一生懸命過ぎてしまうようだ。

昔は母親とこどもの、例えて言うと孤独なカプセルのようなものであったが、今はそれに父親が加わっていて、逆に、もうパパがいるからおやこ DE 広場のような場所は利用しなくても大丈夫、というような、パパがいるから、と、他の人達に声をだして助けを求めるとかをしない。みんながみんなそうではないが、何かそのような考えが出てきてはいないかということ、男性は育休を1週間とったらOK、なような、育休は1ヶ月が一番多いが、それが終わったら次からは母親だけのワンオペ育児になってしまう。やはり大変だからもっと一緒にやっ払いこう、との気持ちになってもらえるのが一番良いがそうではないことに大変疑問に感じている。

昔に比べても父親の利用は増えてきているのでありがたい話なのだが、1つの課題というところで、何かできないかというのを日々気にしているところである。この機会に紹介させてもらう。

#### (今仲委員)

主任児童委員の仕事は、妊婦から18歳までのこどもがいるところが対象であり、小中学校はよく巡回しているが、幼稚園や保育園はなかなか伺う機会がない。

このような場で話を聞き、そういうことがあるのかと、いろいろと教えていただくような形になってしまっているの、自分の職務の対象になっているこどものいる保育園や幼稚

園等にも伺い、いろいろ話も聞いていきたいと考えている。いろいろな情報を聞き、どこかにつなげていけたらと考えているのでよろしくお願いいたします。

#### (荻野委員)

前回の会議の時に、松戸市は保育士に補助が出ているという話があったかと思うが、この補助を児童発達で働く保育士にも広げていただけたらありがたいことである。

他に、市内のバリアフリーについてなのだが、松戸駅構内のトイレが新しくなったが、ユニバーサルトイレがなく少し不便だという話があった。しかし、松戸駅の外には松戸市がユニバーサルトイレのある多目的室を用意してくれたということで、助かる人も多いだろう。市内の施設でいうと、博物館がリニューアルしたとのことだが、空調だけなようだ。私は博物館が好きで1人で行くことがあるのだが、トイレは洋式より和式が多かったり、多目的室に至ってはとても狭くて車椅子で入れないような状況である。ホールにもベッドがないトイレであるため、その辺も今後見直して欲しい。

また、運動公園の体育館だが、コロナのワクチン接種時に車椅子の人を皆で担いだという話を伺っている。駐車場がたくさんあり、我々も車椅子の子を連れて行くには大変便利なのだが、室内に入るためのエレベーターやスロープがなかったりとするので、今後そういうところも問題定義して行って欲しい。

#### (保育課)

障害者の施設に関することになると所管が違う部分もあるが、関係各所に意見を共有したい。

#### (坂委員)

前回会議後に意見というか質問票を書いたので、それについてこの場で返答をいただきたい。

1点目、話しは戻るが、こども誰でも通園制度についてである。今回の資料を拝見し、月10時間の規定とあった。資料2-1①に延べ人数と利用時間が書いてあるが、一体どのぐらい使われているのか。直感的に月10時間では少ないと思った。この数字を見て計算したら1人あたり最大で3.5時間、一番少なくても1.5時間となる。平均3時間ぐらいしか利用されていないのではないのか。なので、10という数字の整合性と実際の状況、その辺が不明であり、実際の利用者の時間とのマッチングということについて教えていただきたい。

2点目だが、資料2-1②にある医療的ケア児の受け入れについて。これは受け入れ側のクオリティの問題になってくるのだろうが、受け入れる体制として、先生や保育士等がそういった研修を、全部の保育所等のできるわけではないだろうが、ステップバイステップで、少しずつ医療的ケア児を受け入れられるような研修制度というか、対応できるようなそういうものについて松戸市としてどう考えているか。

3点目は、この制度は外国から来た方についてはどうなのか。今松戸市では50万人中2万5,000人程おり、全体の5%くらいになる。非常に多くなってきているし、今後も増えて

いくだろう。ネパールの方も増えているようだ。いずれにしても、外国から来た方々が今後こういう制度を利用することに対する周知徹底、またはどのようなケアをしているのか。

#### (保育課)

まず1点目と3点目について回答する。

1点目の利用者の月の平均利用時間数だが、昨年度の実績では1人あたりおおよそ7時間から8時間が、月の平均利用時間となっている。こども誰でも通園制度の検討会においても、坂委員の指摘通り10時間では短いのではないかというような検討は再三されてきた中で、まず今は10時間でやっぴいこうとなった。また、保護者にいろいろと説明をしている中でも10時間を超える利用というのものない。月10時間以内に収めるように、うまく利用していただいている状況になっている。

3点目の外国から来た方の対応だが、まさに保育所等施設において、利用者が大変増えているところである。懸念されている周知についてだが、例えば1歳半健診にてチラシ等を配りながらこういう制度がありますよ、とか、市役所内のモニターでもこども誰でも通園制度を紹介したりと、いろいろと周知はしているところではある。しかし、そこだけに特化したような周知はまだ行っておらず、今後はその対応も必要だろうと考えている。

#### (保育課)

2点目の研修制度について回答する。

保育士の研修だが、医療的ケア児については病状等異なるため、個別に応じた病気の特徴や緊急時の対応を含めたことをまずは医師に直接訪問させ、指示書を受け取る時に質疑している。その後、医療的ケアの実施園には看護師が配置されるので、看護師が保育士にどのような状態かということを手際よく説明した後、受け入れる手順となる。医師が訪問し直接質疑することにより、保育士の職務上の不安をできるだけ軽減できるように、そのような体制をとっている。

その他、県でも医療的ケアについていろいろな研修開催等もあるので、そちらの方も積極的に受けるよう案内もしている。

#### (坂委員)

まずは利用の申請があり、それから対応可能な園が紹介されるとなると、例えば、自宅から一番近い園を希望したが、他の園でお願いしますと言われた場合、やはり不便を感じてしまうのではないかと。

どの園でも満遍なくというのは、これは難しいことだろうが、少しずつやっぴいかなくてはない問題ではないだろうか。やはり、対応が難しいお子さんを抱えていると大変だろうし、この良い制度を活用したいと思っでもなかなかできないこともあるだろう。すぐにはとはいかないだろうが、研修やそういった情報交換を通じて、なるべくユーザーの方に利便性が高いような形で制度をうまく使っぴいいただきたいと願っている。

### (保育課)

今現在こども誰でも通園制度での医療的ケア児を受け入れる施設としては、公立のコアラ保育所 1 施設での試行であるが、こどもを受け入れるために設備や看護師が必要である他、いろいろなものが必要になってくる部分がある。すべてのところで平等に受け入れることはなかなか難しいところである。

ただ、できるだけ近いところに預けたいというのは、保護者の当然の気持ちだとは思っているので、可能な、できるところから拾っていければとは考えている。

### (庄司委員)

私には、小学3年生と年長、1歳のこどもがいる。友人とのことを今は話をしてくれるので内容は多少わかるが、一番上の子が高学年になるにつれ不安を覚えることがある。

海外で SNS の 18 歳以下禁止が法律として成立した。高学年になると早い子では 5 年生くらいからスマホを持っており、その見えないスマホの中で友人同士のトラブルや、よくある SNS での犯罪のようところに繋がらないか不安になる。もちろん親から連絡を取る大事な手段ではあるし、制限をかけておくというところはやっていきたい。

これから生きていく上で、SNS がないと連絡が取れないこともあると想定されるので、こどもがいい距離感で SNS を使う、SNS に使われるのではなく使えるようになる取り組みや啓発が、松戸市としてどんどん発信していただけると嬉しい。

### (こども家庭センター)

SNS の話だが、松戸市の公式 YouTube チャンネル「まっちゃんねる」で、千葉県警察東葛地区少年センターの協力のもと「子どもを守ろう!スマホ時代の大人の教科書」との題名で配信している。ぜひご覧いただければと思う。配信期間は令和7年11月13日から令和8年3月31日までである。

### (寺田委員)

こども誰でも通園制度だが、国が始めて松戸市もいち早く手がけると聞き、こちらも話を受けたのだが、一時預かりとこども誰でも通園制度の違いに最初戸惑いがあった。しかし、こども家庭庁の方々の説明やいろいろと勉強していく中で、一時預かりは保護者に向けたものであり、こども誰でも通園制度はこどもに向けたものであるとの一言で、幼稚園としては、こどもメインで考える保育なので、これは幼稚園として挑戦してみようと思い、今行っているところである。

坂委員のご指摘にあった 10 時間で足りるのかとのことだが、個人的な手応えとしては足りないとは思っている。この制度は 10 時間という決まりがあるのでそこに合わせており、10 時間の枠がもし広がれば、もっとやれることがあるのではないかと期待はしているところである。予算の兼ね合い等まだ課題があるので、10 時間ではないだろうか。

この制度は新しく、日本中が初めて手がけていくものなので、全国的にもそうだろうが、まずは挑戦してみているところである。医療的ケア児の受け入れを松戸市のコアラ保育所が挑戦すると伺い、大変尊敬する。これは非常に難しい保育だと思うが、これを手本とし、さらに我々が挑戦できるのか、それとももっと勉強しないと難しいのか、こどもを安全に安心して預かるにはどのような勉強が必要なのかと考えていきたい。

1つ心配しているのは、お子さんを預かるにあたって、保険はどのようになるか。

#### (保育課)

こども誰でも通園制度に関わるこども達についてはすべて保険の適用になっている。

#### (寺田委員)

もう一言だけ意見を述べたい。予算をかけないとできないことばかりだろうが、予算をかけなくてもできることがある。例えば前回話題になった「わくわく！小学校体験ルーム」だが、これは低予算でやれる最たるものである。ここにいる皆で知恵を出し合い、低予算でもこどものためにできることを考えていきたい。

#### (中澤委員)

第3期松戸市子ども総合計画の中に書いてある「すべてのこどもに十人十色の輝く未来を」。これは本当にいい言葉であるが、何でこんなに不登校のこども達は増えているのか、何でこんなに教育現場が苦しいのか、今の学校教育のあり方はやはり見直さなくてはいいかないのか。あと、今後も家庭・学校・行政・医療との連携というのは、間違いなく必要になってくるのだろうと感じている。

#### (久居委員)

保育課とは情報共有を常日頃させていただき感謝している。

保育園の現場としては、やはり職員の確保がとて難しくなってきた。とはいえ、この2年ほど、キテミテマツドにて就職フェアを盛大に開催しており、松戸市の広報の協力もあり来場者は多い。しかし、そこから実際の現場にどう繋がるかは、結構シビアに見られている。職員の体制が整わないとこどもの受け入れは難しいという、ここのもどかしさというのが実際感じている。ここは本当に肅々と取り組んでいく必要があるだろう。

先ほどの石田委員の発言で、育休制度で父親が育休を取る方が多いとあったが、保育の現場でも、男性保育士が育休を取ることが実際出てきており、当法人も4月から1ヶ月育休取得者がおり、今回初めてではないかという状況である。

現場としてはうれしい反面、実は軽い笑い話がある。女性の保育士が育休取った際、そのパートナーと一緒に1ヶ月育休を取得したのだが、こどものお世話をしてお父さんのお世話をしておいて、と、意外と1ヶ月がとても苦痛だということで、逆に保育園に遊びに来る現象が実は起きていることがある。

だからといって育休制度が良くないわけではないのだが、率直に、お母さんの立場からすると、あんまり動かない時期よりも、動く時期になってから1ヶ月くらい育休をとってくれるとありがたいと本音の部分で聞くことがある。今後そういう制度のあり方をもう少しフレキシブルに取れるようになると、もしかしたら家庭円満で子育てができるだろうし、また、ほっとする一む等に通うような道筋ができるのではないかと考えていた。

#### (百田委員)

放課後児童クラブは、令和8年度利用の家庭に対し、利用決定の通知が始まる時期である。委託化となった平成31年からどんどん利用児童数は増えており、おそらく今年度も作年度に比べ、増加が見込まれているようだ。

放課後児童クラブの連絡会では毎月1回会合を開いているが、Zoomであるため、ざっくばらんな話というのは限られているが、代表として私が問題意識を持っているのが大きく分けて2点ある。

1点目は、利用する児童や家庭に配慮を要するところが非常に増えてきていることである。今は各法人や各クラブが個別の対応をしており、目の前の大変な状況のこどもや保護者に寄り添っているだけで、あつという間に日にちが立っていつてしまう。居場所課の指導やバックアップ等があり、法人としては安心して運営できているが、もう少し学校や他の施設との連携の仕組みづくりが必要である。

放デイを併用している児童がかなり増えてきている。私もかなり前にも発言したことはあるが、利用料がダブルでかかっている状態の中で、こどもにとって療育と集団生活の両方が必要という判断で使っているのを、苦情や、何も言ってこないからと、事業者として捨て置いてはいけないような、そういったことがひとつの例ではあるが、要配慮の児童と家庭に対しての大きな課題だと思っている。

2点目は、受け入れ児童全体であり保護者にも関わることだが、入学後の学校生活のことである。

前回「わくわく！小学校体験ルーム」を繰り返し見てたくさん拡散もしたが、クラブ関係の職員は、あの体験は絶対に必要であり我々もやらなくてはならないという声が圧倒的であった。しかし、小学生と日頃接していない、自分のこどもの様子しかわからない方はどう感じたのかお聞きしたいとも思った。

以前も発言したが、最近は、トイレで下着の上げ下げ等一連の動作がひとりでもできるか、傘を差して歩けるか、また、閉じることができるかという質問をしないと、どこにケアやフォローが必要かわからなくなっている。どういうことかということ、とても深い葛藤の中で障害受容してきた保護者は、受入れる側は何が必要かよくわかり、かえって教えてくださるが、特にそのようなことがなかった場合、まだお尻が拭けないので私がやってあげている、先生はやってくださらないですよ、というような、面接をして初めて考えるという方が1人や2人ではない。「わくわく！小学校体験ルーム」を見て嘆いているだけではなく、児童や保護者に学校生活をイメージしてもらい、準備をより具体的に進めてもらうためにも必要であることを楽しく拝見しながらも痛感した。

会合で話し合いを持ったところ、やはり、問題意識は同じで、代替的に仕組みまでいかずとも、各クラブや各法人で受け入れ前のアセスメントにかなりの労力や時間をかけているのがわかった。それでも、幼稚園・保育園・学校は情報共有が定められているが、放課後児童クラブはその対象になっていない。要配慮児童と家庭を積極的に、優先的に受け入れるように運営指針で定められているが情報共有の裏付けはないという中で、結局現場が常に目の前のことに追われている。やはり少し余裕を持ち、当たり前なのだが、計画を立て振り返って、こどものためにクラブでできることを、枠組みとでも言うのだろうか、ともに考えていきたい。

#### (坂野会長)

重要でありなかなか難しい問題である。制度利用の欠陥、あるいはこどもの保護者も含めたヒアリングとなると政策的な観点がかなり強いので、今すぐというのはなかなか難しいのだろう。

#### (子ども居場所課)

放課後児童クラブで要支援のこどもが結構いるので大変だろうが、こちらも関係各所等連絡を取りながらそちらで情報共有はしていきたい。

#### (山口委員)

こどもが小学校1年生の6月から不登校になった。その環境になったことにより、こどもからたくさんのことを教わっている。そのうちの2つ話をしたい。

1点目は、日本全国どこに住んでいても同じような育児環境だと思っていたが、不登校というマイノリティの立場になった時、自治体の差を感じたことである。

2点目は、こどもの権利についてである。立教大学兼任講師である川上先生の講演にて知ったのだが、こどもの権利を守っているかとの質問に、保護者の7～8割だったかが守っているとの返事があるが、次に、こどもの権利とは何かと問うと、知らない、ちゃんと説明できないと言う。これだと思った。私もこどもの権利を守っているようで、そもそもこどもの権利について知らなかった。

大人はこどものことを、こどもの権利を守っているつもりだが、そもそもこどもの権利をちゃんとわかっていないから守れていない。そのギャップが大きいと感じている。これはもしかして日本全国どこでもあることなのかもしれない。こどもまんなか社会とよく言われるが、本当の意味でこどもまんなかというと、通園できるとか、学校に行けることではなく、すべてのこどもが真ん中に立つと、やっどこどもまんなか社会の実現といえると思うので、ぜひ、先進的な松戸市で、今度は本当の意味でのこどもまんなか社会の実現ができればと願っている。

#### (渡部委員)

当法人の施設には、現在 35 名定員のうち 33 名のこども達が入所している。こども達のほとんどは虐待という主訴となっていなくとも、どこかで虐待を受けたこども達である。両親が全くいないという子は 1 名だけで、あとのこども達には両親もしくは親がひとりいる状況である。

我々は、入所してきたこども達のケアを日々しているが、ケアだけしていても結局のところ虐待は減らず児童相談所は満杯である。定員の 90%以上は受け入れるということを心がけているが、それでも入れないこども達がたくさんいるという状況が続いている。

どうしたら減るのか、当法人内でもショートステイ、児童家庭支援センター、こども館等様々な虐待予防に関することを行っているが、先ほどのこども誰でも通園制度の目的を立ち返って広げてみていた。本当にそういうもののひとつひとつが、虐待の予防になっていくのだろうし、こういうことの積み上げが、虐待の数を減らしていくのだろうと感じたところである。

医療的ケア児の受け入れは本当にすばらしい。正直簡単には手を出せないところだろうが、どんなこどもでも同じように平等にサービスが受けられるというのは、非常に素晴らしいことである。今、当法人の課題も先ほど来から出ている保育士や児童指導員の不足である。児童養護施設では宿直もあるうえ、学校にこどもが行っている時間帯を除く前後で合計して 8 時間勤務という断続勤務もある。要は朝 6 時 15 分に入って 9 時半に一旦上がり、夕方 4 時 15 分にもう一度入りなおし 22 時までの前後足して 8 時間、というような勤務体制である。本当に世の中の保育士不足に増して、この仕事に就いてくださる方がいない。しかし、国からは家庭的養育の推進ということで、どんどん小規模化となっていて、数は必要だがなかなか雇用できない状況が続いている。その辺も解決できるといい。

#### (坂野会長)

児童虐待に関しては認知件数がものすごい数で増えており、要保護児童対策地域協議会を含め頑張っているだろうが、渡部委員の意見通り地域で解決しなければならない部分もある。

今週日曜日に里子の自立支援というプログラムを自分の NPO でやるが、そういう意味ではやはり皆で解決しなくてはいけない問題ではないかと考えている。

#### (鈴木委員)

本日、千葉県 PTA 連絡協議会の会議と重なってしまい、会場で参加できず申し訳なかった。現在の環境で発言ができないので、チャットにて失礼する。

前回の会議についての感想・意見は、会議後にメールで送信させていただいた。こども誰でも通園制度は素晴らしい取り組みである。今後問題も出てくるだろうが、少しずつでも進めていただきたい。

3 年ぶりの復帰になるが、行政の取り組みや松戸市内で子育てに関わっている皆さんの意見がお聞きできる貴重な場であり、次回は会場で参加したい。

**(奥村副会長)**

今日は、普段あまり何うことができない委員の皆さんの考えを聞け、とても有意義な会だったのではないか。

特に今、すでに進められている施策二体の運用面の課題等、具体的な意見が出ていて大変勉強になった。引き続き検討すべき課題が大変明確になってきたと感じている。これを今後の検討や改善につなげていくことが、こどもの権利を守るという観点では不可欠であると改めて感じた。

次回以降同じような時間がとれるかどうかは議題数等々によりわからないが、ぜひ今後も闊達なご意見をいただきたい。

**(事務局)**

本日の議題について、その他意見や要望等あれば、意見票又は任意の様式に記入の上、2月13日(金)までに、郵送、メール、FAX等にて事務局まで送付願いたい。

なお、次回の会議については7月頃を予定している。